

## 鶴岡市農業委員会第20回西部農地部会議事録

日時 場所	令和元年7月12日(月) 午後2時 鶴岡市温海温泉 たちばなや旅館
出席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 6番 今野 喜好 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出席 推進委員	1番 小南美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 4番 小林 真 5番 阿部 隆 6番 榎本 新悦 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐 一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事務局	局長 斎藤 智博 主幹 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 調整専門員 金内 かな 専門員 石塚 亮 専門員 伊藤 豊 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 斎藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後2:00
議 長	本日、欠席届、遅参早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第20回西部農地部会を開会いたします。 初めに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は慣例により議長 から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議長から指名いたします。3番 太田裕徳委員、4番 土岐善久委 員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p>それでは報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>報告第3号 農地の転用事実に関する照会について</p> <p>報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について</p> <p>報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>一括して上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地法第4条の規定による届出申請について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地法第5条の規定による届出申請について≫
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	( 発言者なし )
議 長	<p>なければ、報告事項ですので、次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	<p>現地調査の報告を願います。2番 坂東 委員。</p>
2 番 委 員	<p>2番坂東です。鶴10はもともと受け手の■■さんが管理していたので、特に問題はありませんでした。鶴11につきましても、農地としてしっかり管理されておりましたので、問題ないことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	( 発言者なし )
	<p>ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の委員は挙手願います。</p>
	( 全員賛成 )
議 長	<p>全員賛成により議案第1号は原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について≫

議 長	ありがとうございます。 4条案件ですので、現地調査の報告を願います。2番 坂東 委員。
2 番 委 員	2番坂東です。この農地は宅地に隣接しており、問題はないと判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。 これより審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第2号は原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	ありがとうございます。現地調査の報告を願います。2番坂東委員。
2 番 委 員	2番坂東です。鶴6、鶴7ともに問題なしと判断いたしました。
議 長	ありがとうございます。3番 太田 委員。
3 番 委 員	3番太田です。鶴6は私に関する案件ですので、退室の許可を願います。
議 長	退室を認めます。
	3番委員 退室
議 長	それでは、鶴6の案件についてのみ単独で審議いたします。質疑のある方は挙手を願います。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。鶴6に賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請鶴6について原案通り決しました。3番 太田委員の入室を許可します。
	3番委員 入室
議 長	農地法第5条の規定による許可申請鶴7について審議を行います。質疑のある方は挙手を求めます。

	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請鶴 7 について、賛成委員は挙手をお願いいたします。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第 3 号は原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農地利用集積計画(案)について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農地利用集積計画(案)について》
議 長	ありがとうございます。それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、7 番石塚治己委員。
7 番 委 員	7 番石塚です。鶴 15 は私の個人案件ですので退席いたします。
議 長	7 番石塚委員の退出を認めます。
	7 番委員 退室
議 長	鶴 15 単独で審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 4 号 農地利用集積計画(案)鶴 15 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第 4 号鶴 15 については原案通り決しました。7 番石塚委員の入室を許可します。
	7 番委員 入室
議 長	残りの案件について審議いたします。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号鶴 15 以外の案件について賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第 4 号鶴 15 以外の案件についても原案通り決しました。 以上で本日の審議を全て終了します。 それでは農業者年金の裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局	(説明) ≪農業者年金の裁定請求について≫
議長	報告事項ではありますが、質問のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、これをもちまして第20回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:20
議長	<p>議長 _____ 鈴木 裕 _____</p> <p>議事録 署名委員 _____ 太 田 裕 徳 _____</p> <p>議事録 署名委員 _____ 土 岐 善 久 _____</p>